

議案第58号

福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、租税特別措置法の一部改正に鑑み、本市における雇用機会の創出、事業機会の増大及び税源のかん養を図り、もって本市経済の活力の向上及び豊かな市民生活の実現に寄与するため、認定事業者に対する市税の特例措置等の適用期限を延長する等の必要があるによる。

福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例の一部を改正する
条例

福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例（平成28年福岡市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「から同日」を「(以下この項及び附則第3項において「認定日」という。)から認定日」に、「2年」を「3年」に改め、「限る」の次に「。附則第3項において同じ」を加える。

附則第3項中「平成34年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項ただし書中「同日まで」を「認定日から認定日の翌日以後3年を経過する日までの間」に、「同日後」を「令和6年3月31日後」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第3項の規定に

よる認定を受けている事業者がこの条例の施行の日以後特別償却設備等（この条例による改正後の福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項に規定する特別償却設備等をいう。）を取得する場合における改正後の条例第4条第1項及び附則第3項の規定の適用については、これらの規定中「3年」とあるのは、「2年」とする。